総財務第７０号
平成２８年3月３１日

各都道府県総務部長
（財政担当課及び市区町村担当課）　殿
各指定都市財政担当局長

総務省自治財政局財務調査課長
（　公　印　省　略　）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正に伴う
財政運営上の留意事項等について（通知）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）（以下「健全化法」という。）の平成２１年４月の全面施行から７年が経過することとなり、この間の運用の中で現行制度では必ずしも捉え切れていない地方公共団体の財政負担の存在や公共施設等の老朽化対策など新しい課題の発生などの課題が生じています。

このようなことから、総務省では、平成２６年１１月から「地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会」において、地方財政の健全化と財政分析のあり方等について検討を行い、昨年１２月に報告書を取りまとめて公表しました。当該報告書をうけ、法改正が必要な事項については、今通常国会に、健全化法の一部改正案を提出し、本日、「地方交付税法等の一部を改正する法律」（平成２８年法律第１４号）が公布され、「地方交付税法等の一部を改正する法律の施行について（通知）」（平成２８年３月３１日、総財財第２５号、総財交第２４号、総財地第７６号、総財務第６６号）を発出したところです。

健全化法の一部改正法は、平成２９年４月１日施行、平成２８年度決算から適用することとしており、各地方公共団体におかれましては、平成２８年度から財政の健全化及び財政運営の適正化が一層図られるよう、下記の留意事項等を踏まえ適切に対応頂きますようお願い致します。

都道府県市区町村担当課におかれましては、指定都市を除く貴管内市区町村に対しこの旨周知いただくとともに、適切なご助言をお願いします。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知の情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の４第１項（技術的な助言）に基づくものです。

記

1　法改正に係る留意事項

（1）第三セクター等に対する短期貸付け

①　地方公共団体から第三セクター等に対して、反復・継続的に短期貸付け（同一年度に貸付と返済の双方が行われる貸付け）を行っているケースが見受けられる。

第三セクター等に対する反復・継続的な短期貸付けは、当該第三セクター等が経営破綻した場合には、地方公共団体に対する返済がなされなくなるおそれがあるため、第三セクター等（地方道路公社、地方土地開発公社、地方独立行政法人以外の者に限る。）に対する短期貸付金のうち、地方公共団体が実質的に負担すると見込まれるものについては、将来負担額として将来負担比率上把握することとした。（改正後の健全化法第二条第四号チ関係）

平成２８年度決算からの適用に向けて、具体的な算定式については、今後、健全化法施行規則の改正及び告示の制定を行い、お示しする予定である。

②　なお、いわゆる「単コロ」（反復・継続的な短期貸付けで、その返済が出納整理期間に行われるもの）は、地方自治法に定める「会計年度独立の原則」の趣旨に反した不適切な財政運営であるので、早期に解消し、長期貸付け又は補助金の交付等によって対応すべきである。

（2）不動産の信託

公有地信託を含む不動産の信託は、信託事業の悪化により地方公共団体が負債を負担するおそれがあるため、不動産の信託に係る負債のうち、地方公共団体が実質的に負担すると見込まれるものについては、将来負担額として将来負担比率上把握することとした。（改正後の健全化法第二条第四号ト関係）

平成２８年度決算からの適用に向けて、具体的な算定式については、今後、健全化法施行規則の改正及び告示の制定を行い、お示しする予定である。

2　研究会報告書を受けたその他の留意事項

（1）年度を越えた基金の繰替運用

①　運用の一形態として、基金から一般会計等に会計年度を越える繰替運用を行うという事例が見受けられるが、地方自治法第２４１条第２項及び第７項に基づき、基金は確実かつ効率的に運用しなければならないとされている。基金の運用にあたっては、その具体的内容に照らし、安全確実性、有利性、流動性（支払準備性、換金性）について満たされているかどうかを検証し、運用の適正化を図ること。

②　会計年度を越える基金の繰替運用は、実質的には一般会計等において赤字が生じているにも関わらず、その財政状況が地方公共団体の予算・決算及び健全化判断比率上明らかにされていないことから、住民や議会等が客観的にチェックできるよう、「地方自治法施行規則」（昭和２２年内務省令第２９号）第１６条の２に規定する財産に関する調書において、繰替運用の欄を設けて運用額を記載するなど、具体的な内容を確実に記載することにより、実態に即した情報開示を行うこ

と。また、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」（平成２７年１月２３日）に基づき作成される貸借対照表等においても、基金について、繰替運用を行った場合、基金残高と借入金残高を相殺して表示し、その内容を注記することとされており、同様に具体的な内容を確実に記載することにより、実態に即した情報開示を行うこと。

③　なお、従来からの取扱いであるが、会計年度を越える基金の繰替運用については、将来負担比率の算定上、当該運用額を充当可能基金から控除する取扱いとなっており、これを確実に行うこと。